

介護職員等特定処遇改善加算および
福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて（見える化）

社会福祉法人 長与町社会福祉協議会

1. 介護職員等および福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況

●加算対象期間 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月

●算定する加算の区分

介護職員等	訪問介護	加算区分	Ⅱ
〃	通所介護	〃	Ⅱ
福祉・介護職員等	居宅介護	加算区分	Ⅱ
〃	同行援護	〃	Ⅱ
〃	就労継続支援 B 型	〃	I
〃	放課後等デイサービス	〃	I

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

入職促進に向けた取組	・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術の取得研修の受講支援
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフト ・有給休暇が取得しやすい環境の整備 ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断やストレスチェック
やりがい・働きがいの構成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施